

# 区内中小企業・事業所をサポート

## 創業支援、展示会への出展経費など、経営に関する各種補助事業を実施

活力あるまちづくりのためには、区内経済や中小企業の活性化が不可欠です。区では、中小企業支援のための各種補助事業を行っています。補助対象や内容、条件などの詳細は区ホームページをご覧ください ④ 経済課産業振興係(区役所4階29番)にある申請書に必要書類および資料を添付し、〒135-8383区役所経済課産業振興係へ郵送または持参 ☎3647-2332、FAX3647-8442

### 創業支援 事務所・店舗等の賃料

対象経費	事務所・店舗等の月額賃料(住居兼事務所は補助対象外)
金額・期間	下表のとおり 24か月
対象者	平成31年度内に創業し、店舗等が区内にあるもの
件数	製造業1件、製造業以外5件 ※書類審査のうえ、申請者多数の場合は抽選
締切	7/31(水)必着

補助月数	上限額と補助率	
補助開始月～12か月目(1年目)	製造業 月額 10万円	月額賃料の1/2以内
	製造業以外 月額 5万円	月額賃料の1/4以内
13か月目～24か月目(2年目)	製造業 月額 5万円	月額賃料の1/2以内
	製造業以外 月額 3万円	月額賃料の1/4以内

※製造業とは、日本標準産業分類で定める大分類「製造業」

### ホームページ作成費(新規開設)

対象経費	○ホームページの作成に係る委託費(外部委託の場合) ○ホームページ作成ソフトおよびその解説書の購入費(自社作成の場合) ※対象外経費[通信経費、維持管理費等ホームページ作成に直接関係しない経費、パソコン等設備購入費]
金額	区内中小企業：対象経費の2分の1以内で上限5万円 区内中小企業団体：対象経費の2分の1以内で上限30万円
対象者	区内中小企業または区内中小企業団体

条件	○ホームページの新規作成に着手する前に申請が必要 ○平成32年3/19(木)までに実績報告書を提出 ○作成するホームページが他の主催するウェブサイトの一部でないこと ○すでにあるホームページの変更・更新でないこと
----	---

### 知的財産権(特許権・実用新案権・意匠権・商標権)取得費

対象経費	出願料、登録料、審査請求料、弁理士に支払う報酬
金額	対象経費の2分の1以内で上限10万円(特許権の取得にあっては上限30万円)
対象者	区内中小企業 ※出願申請の日から6か月以内に申請してください

### 新製品・新技術広告宣伝費

対象経費	新聞・企業雑誌等への広告掲載料(紙媒体への掲載で自社で新たに開発した製品のみ)
金額	対象経費の3分の2以内で上限100万円
対象者	区内中小企業 ※前年度この補助金の交付を受けた場合は対象外
件数	3件(予定)

### 展示会・見本市への出展経費

対象経費	出展料・出展小間料・展示装飾費
金額	対象経費の2分の1以内で上限20万円
対象者	区内中小企業または区内中小企業団体 ※直近2か年度連続でこの補助金の交付を受けた場合は対象外
対象事業	国内外で開催される展示会、見本市等への出展 ※主として販売を目的としない展示会等に限る
締切	出展する展示会等の開催日の1か月前

### 新製品・新技術開発費

対象事業	中小企業が自ら行う研究開発で平成31年度中に事業が完了するもの(新製品の開発、機械器具(装置)の高性能化、新物質(新材料)の開発、新工法の開発など)
金額	対象経費の3分の2以内で上限300万円
対象者	区内中小企業、複数の中小企業(2分の1以上が区内事業者)で構成する任意のグループ、区内の中小企業団体
件数	5件(予定)
締切	6/28(金)必着

### 環境認証等取得費

対象経費	ISOやエコアクション21等の環境認証やプライバシーマークを新たに取得する場合の経費の一部
金額	下表のとおり
対象者	区内中小企業 ※必ず認定・認証を受ける前に申請してください

### 産学連携による共同研究費

対象経費	大学等に支払う共同(委託)研究に係る契約金
金額	対象経費の3分の2以内で上限300万円
対象者	区内中小企業、複数の中小企業(2分の1以上が区内事業者)で構成する任意のグループ、区内の中小企業団体
対象事業	大学または高等専門学校と行う製品開発や技術開発の共同(委託)研究で、平成31年度中に事業完了が見込めるもの ※申請時に大学等と契約が完了し、契約金の支払いが済んでいないものに限る
件数	2件(予定)

### 都立産業技術研究センター利用料

対象経費	依頼試験、オーダーメイド試験、実地技術支援、試験機器の利用、オーダーメイド開発支援、製品開発支援ラボを利用した場合に支払った利用料金
金額	対象経費の3分の2以内で、年度内上限15万円
対象者	区内中小企業

### 平成31年度 江東区中小企業融資制度

資金名	融資限度額	返済期間(据置)	年利(%)	利率補助率(%)	自己負担率(%)	備考
運転	2,000万円	6年(6か月)	1.9	0.8	1.1	
短期運転	300万円	1年(2か月)	1.6	0.9	0.7	
設備	2,000万円	9年(6か月)	2.1	0.8	1.3	
小規模企業特別(一般)	2,000万円(各資金合計)	6年(6か月)	1.9	0.7	1.2	従業員数が、卸・小売業(飲食業含む)、サービス業は5人以下、製造業等は20人以下
小規模企業特別(小口零細企業保証制度)		6年(6か月、借換はなし)	1.9	0.7	1.2	
借換		9年(なし)	2.1	0.7	1.4	区の制度融資だけが借り換えの対象
環境保全対策(設備)	2,000万円	6年(12か月)	2.1	1.1	1.0	
// (アスベスト飛散防止)				1.6	0.5	
多角化・転業支援	2,000万円	6年(12か月)	2.1	1.4	0.7	
設備強化(設備)	4,000万円	9年(12か月)	2.1	1.1	1.0	※1
商店街空き店舗活用				1.6	0.5	※2
創業支援				1.6	0.5	※3
商店街空き店舗活用	1,000万円 1,500万円	6年(12か月)	2.1	1.8	0.3	※2
特定創業者特例				2.1 1.6	0.0 0.5	当初3年 4年目以降
団体	1億円(転貸1組合員1,000万円)	1年(2か月)	1.6	-	1.6	
		5年(6か月)	1.9	-	1.9	

◎上記の受付期間は、4月～平成32年3月です。区の融資の基本的な利用条件や、各融資の詳細な利用条件等は、リーフレット・区ホームページをご確認ください。

※1 設備強化資金は、大型店対策・商店街リニューアル・商工業施設建替の要件のいずれかに該当することが条件となります。また運転資金は、設備資金との併用のみとし、金額は設備資金の1/2以内とします。運転資金のみの利用はできません。

※2 設備強化資金および創業支援資金の商店街空き店舗活用は、商店街で3か月以上空き店舗となっている物件を商店会長の推薦を受けて利用する場合、利率補助率を優遇します。

※3 創業支援資金は、運転・設備資金合わせて2,500万円が上限です。

※4 特定創業者特例は、区の特創業者等事業の制度を受けた方が、その証明書をもって創業支援資金を利用した場合に、借入当初から36か月間の利率を全額補助します。

経営相談を受けていただくことが必要となります。経営相談は、

借入れにあたっては、区の紹介を受けた後、金融機関および東京信用保証協会の審査がありますので、期間に余裕を持ってお手続きください。また、初めて利用される方には、区役所で経営相談を受けていただくことが必要となります。

「江東区中小企業融資のご案内」または区のホームページをご覧ください。

経済課融資相談係 ☎(3647)2331

創業を支援 3年間利率を全額補助

創業支援資金は、事業主でない個人の方が、新たに個人または法人として江東区内で創業する場合が対象となります。特に、江東区の「特定創業支援等事業」の制度を受けた方が、その証明書をもって「創業支援資金」を利用する場合には、当初の3年間に限り利率を全額補助します(利率は一旦お支払いいただきますが、翌年の5月にまとめて補助金として交付します)。また、一部の資金は借入れに要する信用保証料の補助があります。詳細は、リーフレット「江東区中小企業融資のご案内」をご覧ください。

区では、区内中小企業者の方が事業資金を低金利で借入れができるように、金融機関と東京信用保証協会の協力を得て、融資のあっせんをしています。この制度は、区が直接融資するのではなく、金融機関が区の定める条件の範囲で融資を行うものです。

借入れ後は、区が設定した利率で金融機関に返済いただきますが、お支払いいただいた利率の一部を、翌年の5月にまとめて補助金として交付します(補助する率は左表を参照ください)。また、一部の資金は借入れに要する信用保証料の補助があります。詳細は、リーフレット「江東区中小企業融資のご案内」または区のホームページをご覧ください。

創業を支援 3年間利率を全額補助

創業支援資金は、事業主でない個人の方が、新たに個人または法人として江東区内で創業する場合が対象となります。特に、江東区の「特定創業支援等事業」の制度を受けた方が、その証明書をもって「創業支援資金」を利用する場合には、当初の3年間に限り利率を全額補助します(利率は一旦お支払いいただきますが、翌年の5月にまとめて補助金として交付します)。また、一部の資金は借入れに要する信用保証料の補助があります。詳細は、リーフレット「江東区中小企業融資のご案内」または区のホームページをご覧ください。

## 江東区中小企業融資制度 経営の安定・向上にご活用を

創業を支援 3年間利率を全額補助

創業支援資金は、事業主でない個人の方が、新たに個人または法人として江東区内で創業する場合が対象となります。特に、江東区の「特定創業支援等事業」の制度を受けた方が、その証明書をもって「創業支援資金」を利用する場合には、当初の3年間に限り利率を全額補助します(利率は一旦お支払いいただきますが、翌年の5月にまとめて補助金として交付します)。また、一部の資金は借入れに要する信用保証料の補助があります。詳細は、リーフレット「江東区中小企業融資のご案内」または区のホームページをご覧ください。

[3/24は世界結核デー]結核は、過去の病気ではなく、江東区でも毎年100人程度の新規の結核患者の発生が報告されています。結核の初期症状は、せき、たん、微熱です。初めから結核を疑われることはまずありませんが2週間以上続く場合、レントゲン検査の実施を主治医の先生と相談してください。ご心配な方は、保健所・保健相談所にご相談ください ④ 保健所保健予防課感染症対策係 ☎3647-5879、FAX3615-7171